保護者のみなさまへ

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

京ヶ瀬中学校

１　使用目的の範囲

学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。そのため学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限られます。

(1)　休暇・所用による帰省

(2)　実験実習などの正課の教育活動

(3)　学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

(4)　就職又は進学のための受験等

(5)　学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

(6)　傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

(7)　保護者の旅行への随行

２　割引の内容

(1)　ＪＲで利用区間（鉄道線と航路）の片道の営業キロが 101 キロメートル以上ある場合に、運賃が２割引になります。

(2)　長距離フェリーの中には、学割が利用できるところもあります。

３　有効期限

学割証は、発行の日から３か月間有効です。ただし、３年生は年度末の有効期限が３月 31 日までとなります。